

## 一九世紀中葉におけるケルン市議会選挙と市民層

棚橋 信明

【要約】 従来ドイツ自由主義研究は、ライン自由主義のブルジョワの性格のみを一面的に強調する傾向にあった。本稿は、ケルンにおける市議会選挙の展開を実態的に解明することにより、ライン自由主義の「市民的」基盤の再検討をめぐらしたものである。たしかに、ライン州のゲマインデで初めて採用された三級選挙制度は、ライン市民層のブルジョワ的理念を反映するものであり、ケルンにおいても高所得者である企業家層が市議会において圧倒的な優位を占めることになった。しかしながら、市民層の自発的な選挙運動は、市議会の「調和的」構成に配慮する独自の理念を基礎にするものであり、「党派の」な選挙は一般に排除されていた。すなわち、都市レベルにおけるライン市民層の選挙行動は、一九世紀中葉においても、ブルジョワ的階級利害に完全に支配されるのではなく、理想的「市民社会」の形成に関係する「市民的」理念にも依拠していたのである。

史林 七八巻一号 一九九五年一月

### はじめに

いわゆる「特殊な道」論争を契機として、ドイツ市民層の歴史的役割に関する再検討が、これまで積極的に進められてきた。それ以前の研究では、イギリスやフランスの「典型的」な発展を尺度として、ドイツ市民層の旧権力への「妥協」や革命勢力に対する「裏切り」といった「負の側面」がもっぱら強調される傾向にあった。これまでの再検討において第一に注目すべきは、こうした比較史の枠組みの見直しであり、国際的な共同研究により、東欧や南欧を含めたヨーロッパ史的視野からのドイツ市民層の「相対化」が行なわれることになった。他方で、こうした研究過程において明らかになっ

たのは、ドイツ市民層の内的多様性や地域的發展の偏差の大きさである。<sup>③</sup>したがって、今後に残された課題として、ドイツ市民層の政治的、社会的に多様な要素を、「負の側面」も含めて体系的に再評価していくことが重要になる。そのため、市民層に関する地域史的、社会史的研究のさらなる深化が必要とされている。

ライン市民層について、このような課題に取り組むことは特別な意味をもつ。それは、ライン州は一九世紀のドイツにおいて有数の経済的先進地域であり、ここでは強力に成長した市民層が、自由主義を代表してプロイセン官憲国家と直接的に対峙することになったからである。また、四八年革命の際に、自由主義内閣の中心となったのが、ライン州出身の企業家であるカンプハウゼン (Ludolf Camphausen) とハイゼマン (David Hansemann) であった。ところがこれまで、ライン市民層に関する再検討は十分な進展をみていない。

それでは、これまでの研究においてライン市民層とその自由主義は、どのような位置づけを受けていたのであろうか。ドイツの自由主義に関しては、L・ガルの論考をきっかけに、初期自由主義の政治的性格や保守的転化の問題等をめぐって活発な議論が展開されてきた。<sup>④</sup>こうした議論のなかで、一九世紀中葉のライン自由主義は、西南ドイツの初期自由主義と対比して、「非典型的」なものとして周辺のにのみ扱われる傾向にあった。西南ドイツの自由主義者が、すべての社会層を「調和的」に包摂していく「中間身分 (Mittelstand)」や「無階級市民社会 (Klassenlose Bürgerschaft)」の理念を長く保持しつづけたのに対して、ライン自由主義者はこのような理念からはやくに脱却し、四八年革命以前にすでにブルジョワ的階級利害の代表者となっていたとされた。そして、一般にライン自由主義については、そのブルジョワ的性格と「実用主義 (Pragmatismus)」が強調されるのみで、その社会的基盤や独自の政治的、社会的理念についての踏み込んだ考察は十分に行なわれなかった。<sup>⑤</sup>

以上のような研究状況を踏まえながら、本稿では、都市という政治レベルにおいて、ライン自由主義を支えた「市民的」基盤の実態的な解明をめざす。その際、ライン州の中心都市ケルンに考察対象をしばり、とりわけ市議会選挙への市民層

の関与について詳細な検討を進めていきたい。その前提として第一章では、一八四五年に布告された「ライン州ゲマインデ条令」の成立過程から、その選挙制度がライン市民層のどのような理念を反映するものであったかを確認しておく。そして第二章では、三級選挙制度による市議会選挙人の階級構成を、ケルン社会との対応においてみる。つづく第三章では市議会選挙の実施概要と、これにより選出された市議会の社会構成を明らかにしておく。最後に第四章では、市民の自発的な選挙運動の展開に立ち入り、選挙運動の機能と「市民社会」の形成をめざす「市民的」理念との関係について検討してみたい。<sup>⑦</sup>

J・コッカによれば、一九世紀のドイツ市民層は「上」と「下」に対する二重の「社会的対立線 (soziale Fronten)」の間で成立したものであった。「上」に対しては特権的貴族や王権からの批判的な「疎隔 (Absetzung)」が、「下」に対しては下層民からの防衛的な「疎隔」が、市民層成立の要件となった。他方で市民層は、こうした「中間的」な位置にあればこそ、新たに形成されるべき「市民社会」の中核として、他の社会層の包括的な統合に努力したのであった。このような観点から、都市における市民層の政治行動を実態的に説明していくことは、これまでしばしばブルジョワ支配を隠蔽するための欺瞞として批判の対象となってきた「市民的」理念の、一九世紀ドイツにおける現実的効力を再検証するうえで、重要な視座を提供し得るものと期待される。

① 論争の概要については、松本彰『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法』『歴史学研究』五四三（一九八五年）参照。

② J. Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, 3 Bde., München 1988; D. Langewiesch (Hg.), *Liberalismus im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Göttingen 1988. その他「重要著作」として、J. Kocka (Hg.), *Bürger und Bürgerschaft im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1987; L. Gall, *Bürgertum in Deutschland*, Berlin 1989

があげられる。

③ Vgl. J. Kocka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklungen und deutsche Eigenarten*, in: ders. (Hg.), *Bürgertum*, Bd. 1, S. 11-33; H.-U. Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 2: 1815-1845/49, 2. Aufl., München 1989, S. 174-241.

④ L. Gall, *Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft". Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deut-*

schland, in: *Historische Zeitschrift* 220, 1975. 邦訳として「近藤瀧三・丸島宏太訳「自由主義と『市民社会』——ドイツにおける自由主義運動の特質と発展について——」『社会科学論集』三二(一九九二年)がある。

⑤ 議論は「ガルが初期自由主義を過度に「理想化」して捉えており、また四八年革命のみに保守的転化の契機をみていることに対する批判として開始された。W. J. Mommsen, *Der deutsche Liberalismus zwischen "Klassenloser Bürgergesellschaft" und "Organisiertem Kapitalismus"*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Jg. 4, 1978; D. Langewiesch, *Liberalismus in Deutschland*, Frankfurt/M. 1988, S. 1-34 などを参照。

⑥ ライン自由主義独自の社会政策論を扱ったものとしては「E. Febrbach, *Rheinischer Liberalismus und gesellschaftliche Verfassung*, in: W. Schieder (Hg.), *Liberalismus in der Gesellschaft das deutschen Vormärz*, Göttingen 1983. v. R. Booh, *Grenzenlose Wachstum? Das rheinische Wirtschaftsjüngerum und seine Industrielieferungsdebatte 1814-1857*, Göttingen 1991. v. 最近では田中道子「B. - C. Padberg, *Rheinischer Liberalismus in Köln während der politischen Reaktion in Preußen nach 1818/49*, Köln 1988.」も重要であるが、自由主義の問題に対する明確な論点に欠ける。我が国ではこれまで「ドイツ自由主義者はおもに経済思想史の分野で扱われてきた。なかでも肥前栄一『ドイツ経済政策史序説』(未来社一九七三年)は「カンフンツゼン、メヴィツゼンなどのライン自由主義者の経済政策論を詳細に検討している。また、小林昇『フリードリッヒ・リスト論考』(未来社、一九六六年)をはじめとするリスト研

究の多くも、このような系譜に属するものである。他方、政治史の分野で自由主義の問題に本格的に取り組んだものはそれほど多くない。ライン自由主義に関しては、末川清「三月革命期におけるライン自由派の政治性格」桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』(筑摩書房、一九六四年)などが重要である。また、最近では初期自由主義者の社会政策論に関して、北村昌史「一九世紀ドイツにおける住宅改革構想の変遷——労働者福祉中央協会の機関誌を題材に——」『史料』七六—六(一九九三年)などがある。いずれにせよ、自由主義を地域の問題との関連において解明しようとする研究は「ドイツ本国においてこれまでに十分展開をみていない」。Vgl. Padberg, a. a. O., S. 11.

⑦ 都市史研究については、戦後ドイツでもかなりの蓄積があり、各都市の経済史的・社会史的な基礎研究が個別的に進められてきた。ところが他方で、都市の政治構造や指導的市民層の政治行動に関する考察は依然として十分でない。Vgl. L. Gall, *Stadt und Bürgertum im 19. Jahrhundert. Ein Problemaufriss*, in: ders. (Hg.), *Stadt und Bürgertum im 19. Jahrhundert*, München 1990, S. 1-18.

⑧ Kocka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft*, S. 20-26. 但し、本稿で扱う「市民」とは「財産評価により市議会選挙権を取得した都市上層の企業家と教養市民をおもな内容とする(第二章(二)参照)。他方で、「ブルジョワ」とは資本家階級としての企業家層を意味する。概念的整理については、M. Riedel, *Bürger, Staatsbürger, Bürgertum*, in: W. Conze, u. a. (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 1, Stuttgart 1972. v. 松本彰「ドイツ市民社会の理念と現実——Bürger概念の再検討——」『思想』六八三(一九八一年)も参照。

## 第一章 「ライン州ゲマインデ条令」の成立過程

一八一五年のウィーン会議の決定により、ライン河兩岸の広汎な地域がプロイセン王国に編入された。その後、プロイセン政府は、東部の地方行政制度をライン地域にも導入し、行政的な統一化政策を進めようとする。その際、シュタイン都市条令（一八〇八年）のライン州での実施も重要な課題の一つとされたが、ライン市民層はフランス統治時代のゲマインデ制度の維持を主張し、政府と激しく対立することになる。なかでも、都市と農村の統一性の維持は、ライン市民層が最も固執し、ゲマインデ条令の導入をめぐる議論において決定的な意味をもつことになる。<sup>②</sup>

一八三二年五月には「プロイセン修正都市条令」が公布され、一八一五年にプロイセン領となったポーゼン州やヴェストファーレン州などで実施されることになった。このとき政府は、ライン州でも都市代表者会議を召集し（同年四月）、この「修正都市条令」かシュタイン都市条令のどちらかの選択を協議させた。ところが、同会議は都市条令そのものの受け入れを拒否した。<sup>③</sup>それは、都市条令の導入を認めることは、その時点で都市と農村の制度的分離を認めることを意味したからであった。つぎに政府は、今度は農村ゲマインデに関する条令案を第四回州議会（一八三三―三四年）に提出し、都市と農村の分離を企図した。この政府の提案に対して州議会は、統一的ゲマインデ条令への要望書を圧倒的多数の賛成で可決し、断固たる抵抗の意志を示した。<sup>④</sup>こうした抵抗により、政府はついに都市と農村の分離をあきらめたのである。

ライン州の市民層が統一的ゲマインデ条令にこだわった背景には、彼らの経済的利害関心があったと考えられる。フランス統治時代に実施された統一的行政制度は、同時に都市と農村間の経済的障害を除去するものであり、これにより農村における市民層の経済活動が活発化していた。したがって、都市と農村を再び行政的に分離することは、結果的に農村における土地所有者の優位を保証することになり、経済活動の制限につながることを市民層は恐れたのであった。<sup>⑤</sup>

また、市民層が統一的ゲマインデ条令擁護の重要な論拠としたのは、「一般公民（allgemeines Staatsbürgertum）」の理念

であった。すなわち、都市と農村の行政的分離が、公民一般の平等な権利の保証に反すると考えられたわけである。ケルン在住の企業家であり、代表的な自由主義者であったメヴィッセン (Gustav von Mevissen) も、統一的ゲマインデ制度の熱心な擁護者であったが、彼は都市と農村の行政的な分離にともなう地域的な「特権」が、個人の身分制的な「特権」へと転化することをとりわけ危惧していた。そして、こうした分離が結果的に「農民を市民から遠ざけ、孤立化によってますます彼らを隷屬的な状態へと陥られる」ことになること、警告を発したのであった。<sup>7)</sup>

しかしながら、このような「一般公民」理念は、ゲマインデ議会の選挙制度について適用されることはなかった。すなわち、市民層は政治的な権利に関して、公民の完全な平等を考へてはいなかったのである。この選挙制度の問題も、ライン州のゲマインデ条令をめぐる議論において重要なテーマの一つであった。<sup>8)</sup>

一八〇八年のシュタイン都市条令においても、また一八三一年の「修正都市条令」においても、財産評価 (Zensus) による制限選挙制が採用されていた。したがって、政府は当初からライン州でも選挙権の制限を適当と考へていた。一八一六年の内相シュックマン (Kaspar Friedrich von Schuckmann) の都市条令草案にも、財産評価による選挙権の制限が含まれていた。<sup>9)</sup> 他方で、ライン州の企業家層もこうした財産資格による優遇制度を望んでいた。ところが、当時ライン州の地方官庁には、フランス行政の経験から自由主義的な傾向をもつ官吏が多く、彼らが普通選挙を強力に支持した。また、官吏を含む教養市民の多くが、教養がまったく考慮されず、財産所有者のみが優遇される選挙制度に対して反対の立場を取っていた。<sup>10)</sup>

こうしたなかで、最初に州議会で検討されたのは普通選挙を基本とする選挙制度であった。第四回州議会においては、経済的な自立と直接税の納税のみを選挙権の取得条件とすることで合意が成立した。しかしながら他方で、普通選挙が「多数者の専制支配」につながる危険が指摘され、このような危険を避ける目的で階級別方式の導入が検討されたのであった。<sup>11)</sup> ハンゼマンの友人であり、アーヘンの行政官であったリッツ (Wilhelm Ritz) は、州議会議員としてこのとき階級

別方式を積極的に支持したが、彼は以前に「最も多く支払う者が、それに従って最も大きな権利」を得るべきことを主張していた<sup>⑬</sup>。こうした考えに対応した階級別方式とは、納税総額を三等分するかたちで、有権者を高納税者から順に第一～第三階級に分け、各階級が同数の議員を選出するといったものであった。すなわち、上位階級に属する少数の高納税者ほど、価値の高い選挙権を得るというものであった<sup>⑭</sup>。

こうして、第四回州議会は、普通選挙と納税額三等分方式を組み合わせる三級選挙制度を政府に提案したのであるが、第七回州議会（一八四三年）に提出された政府案は、別の方法による三級選挙制度を採用していた。それは、納税額か所得額により選挙権を制限し、そのうえで有権者を単純に頭数で三等分しようとするものであった<sup>⑮</sup>。この政府案は、有権者には基本的に平等な権利を認めようとするものであったが、選挙権の制限という点では、第四回州議会の提案を大きく後退させるものであった。ところが、このような政府案に対して州議会は何ら異議を唱えず、このとき問題とされたのは、基準とすべき税の種類とその基準額に關してであった<sup>⑯</sup>。その背景にはケルンのカンブハウゼン、エルバーフェルトのハイト（August von der Heide）、クレーフェルトのベッケラート（Hermann von Beckerath）といった有力な企業家層が、州議会での影響力を増大させていたことがあった。

結局、一八四五年の「ライン州ゲマインデ条令」で採用された選挙方法は、納税総額か所得総額を三等分する方式と財産による選挙権の制限を組み合わせたものであった。すなわち、第四回州議会と第七回州議会で提起された方法の、ブルジョワ的な部分を結合したものとなった。こうして、ライン州の三級選挙制度は、「一般公民」理念に対して企業家層のブルジョワ的理念が貫徹される過程で成立したといえる<sup>⑰</sup>。

⑬ 行政的な統一化政策全般に關しては、R. Schütz, *Preußen und die Rheinlande. Studien zur preussischen Integrationspolitik im Vormärz*, Wiesbaden 1979 を参照。

⑭ そのほか市民層は「連合ゲマインデ（Samtgemeinde）制度や市

長（Bürgermeister）制度の維持を主張した。「ライン州ゲマインデ条令」の成立過程に關しては G. Rolef, *Die rheinische Landgemeindefassung seit der französischen Zeit*, Berlin/Leipzig 1912/13, S. 42-51; G. Croon, *Der Rheinische Provinziallandtag bis 1874*,

Düsseldorf 1918, S. 127-140; K. - G. Faber, *Die Rheinlande*

*zwischen Restauration und Revolution*, Wiesbaden 1966, S. 186-208 を参照。我が国では、三成賢次「三月前期のローヤン・レーン州における地方自治制度の形成とその構想」『阪大法学』二二三（一九八二年）が、きつと制度的諸問題の整理を行なっている。

③ Groon, *Provinziallandtag*, S. 137.

④ *Verhandlungen über die Gemeinde-Ordnung für die Rhein-Provinz*, Abth. I, Berlin 1836, S. 91-93.

⑤ Schutz, a. a. O., S. 90, 108. ミンデン地域の歴史については、我が国でも大谷勤「初期資本主義と問屋制工業」『思想』三四四（一九五三年）・渡辺尚「産業革命期ライエン・ヴェストマールレーンにおける社会的分業の展開」『土地制度史学』三三（一九六六年）・川本和良「ライエン産業資本成立史論」『未來社』一九七一年）をはじめとするかなりの研究蓄積がある。とりわけこれらの研究の諸論点を紹介する余裕はないが、一般にライエン地域は、東エルス地域との対比で、資本主義の「下層」の発展コースがおおむね貫徹した地域として理解されてきた。

⑥ Croon, *Provinziallandtag*, S. 140; K. - G. Faber, *Die kommunale Selbstverwaltung in der Rheinprovinz im 19. Jahrhundert*, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter*, Jg. 30, 1965, S. 137; R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 3. Aufl., Stuttgart 1981, S. 579. 「公民 (Staatsbürger)」とは、狭く意味すれば参政権を有する「能動的 (aktiv)」公民のみをもちが、広い意味では國家の保護を享受するすべての「受動的 (passiv)」公民も含む。このなかで、「一般公民」は、すべての國民を包摂する理念である。Vgl. Riedel, Bürger, Staatsbürger, Bürgerium, S. 714.

⑦ J. Hansen, *Gustav von Mevissen*, Bd. 2, Berlin 1906, S. 103

-104-

⑧ ミンデン選挙制度をめぐって議論は関しては、H. Bobersch, *Wahlrechtsfrage im Vormärz. Die Wahlrechtsanbahnung im Rheinland 1815-1849 und die Entstehung des Dreiklassenwahlrechts*, Düsseldorf 1959, S. 44-62, 92-103; Faber, *Rheinlande*, S. 198-203 を、水崎節文「ライエンにおける等級選挙の形成」『岐阜大学教養部研究報告』三（一九六七年）を参照。

⑨ Schutz, a. a. O., S. 97.

⑩ Bobersch, a. a. O., S. 48-50, 55-56; Schutz, a. a. O., S. 135.

⑪ *Verhandlungen über die Gemeinde-Ordnung*, I, S. 49, 114-115. Vgl. Bobersch, a. a. O., S. 59-60.

⑫ Faber, *Rheinlande*, S. 201.

⑬ *Verhandlungen über die Gemeinde-Ordnung*, I, S. 58, 166, II, S. 116-117.

⑭ *Verhandlungen des 7. Rheinischen Provinzial-Landtags*, Koblenz, 1843, S. 288-90; Bobersch, a. a. O., S. 92-93. このなかで選挙方法で、一八三七年にライエンのライエン選挙制度にならぶべく採用された。ライエンにのみ二級選挙制度の成立過程に關しては、H. Croon, *Gemeindeordnungen in Südwesdeutschland*, in: H. Nannin (Hrsg.), *Städteordnungen des 19. Jahrhunderts*, Köln/Wien 1984, S. 246-58 を参照。

⑮ Bobersch, a. a. O., S. 95-97.

⑯ 一八四九年に実施されたプロイエシエ下院の三級選挙制度は、このライエン州のライエン選挙制度をモデルにして制定された。Vgl. Bobersch, a. a. O., S. 10. また、三月革命後は、ヴェストフロンンや東部の諸都市にもライエン州と同一三級選挙制度が導入され、市民層の都市にのみ政治的優位を保證する制度的基盤となっていく。



## 第二章 市議会選挙人とケルン社会

## (一) 三級選挙制度による選挙人の階級構成

「ライン州ゲマインデ条令」によってゲマインデ議会の選挙は、選挙人を高納税者（高所得者）から順に第一～第三階級に分けて行なわれることになったが、ここではケルン市議会の選挙人の階級構成に関して考察を進めていきたい。

このゲマインデ条令によれば、ゲマインデの構成員には経済的に「自立した住民 (selbstständige Einwohner)」と家屋の所有者のみが数えられた。そして、そのうち二四歳以上の男子で、一定の財産基準を満たす「有産者 (Meisberthe)」のみに選挙権が認められた。その財産基準は統一的なものではなく、階級税が実施されている都市では直接税（階級税と地租）の納税額で、製粉・屠殺税が実施されている都市では年間所得額によって基準が設定されることになっていた。ケルン市は後者に属した<sup>③</sup>。さらに財産基準は、各都市により異なる設定が可能であり、たとえば所得基準額については二〇〇〇～六〇〇ターラーの範囲内で決定が可能であった<sup>④</sup>。

ケルン市では、一八四六年に所得基準額が四〇〇ターラーと決定され、その結果、選挙人総数は四〇九六名となった。これは全人口およそ八万五〇〇〇名の四・八％、経済的自立者およそ二万二〇〇〇名の二〇％にあたった。そして、この選挙人が年間所得総額を三等分するかたちで三つの階級に分けられたのである。その階級構成については、年間所得額四〇〇～六〇〇ターラーの者が第三階級に、六〇〇～一二〇〇ターラーの者が第二階級に、一二〇〇ターラー以上の者が第一階級に所属し、各階級の選挙人の数は第三階級二三〇一名、第二階級一二六二名、第一階級五三三名となった<sup>⑤</sup>。

その後、一八五〇年の「プロイセン国ゲマインデ条令」と一八五六年の「ライン州都市条令」により、市議会の選挙規定に多少の変更がもたらされた。つぎに、こうした選挙規定の変更を確認するとともに、五〇年代を通じて選挙人の階級構成にどのような変化がみられたのかを検討していきたい。

まず、一八五〇年のゲマインデ条令では、ゲマインデ人口に応じた財産基準が新たに設定され、それに従ってケルンの所得基準額は四〇〇から三〇〇ターラーに引き下げられた。その結果、第三階級の選挙人に若干の増加がみられた。つぎに、一八五六年の「ライン州都市条令」の実施に際して、所得基準額は再び四〇〇ターラーに変更される。しかしながら他方で、この都市条令は、市域内に家屋を所有するすべての者に、その納税額（所得額）に関係なく選挙権を認めるものであった。<sup>⑦</sup> この規定により第三階級の選挙人がかなり増加することになった。このとき第三階級の選挙人は、一八八九名（一八五五年）から三八二一名（一八五七年）に増加したが、この三八二一名うち一八〇二名が所得基準額四〇〇ターラーを満たさない者、すなわち家屋の所有条件のみにより選挙権を取得した者であった。<sup>⑧</sup>

このように、第三階級の選挙人は少しづつ増加し、一八四六～五七年の間におよそ一五〇〇名増加することになった。ところが、こうした第三階級の選挙人の増大は、皮肉なことに選挙権における不平等の拡大を意味するものであった。表1を参照しながら、選挙人の階級構成の変化を追ってみよう。一八四六～五七年の間に、第一および第二階級の選挙人は減少する傾向にあった。第一階級は五三三名から二二〇名に、第二階級は一二六二名から九五〇名にまで減少し、選挙人全体に占める割合も第一階級が一三％から四・四％に、第二階級が三〇・八％から一九％にまで減少している。それに対して、第三階級の選挙人は二三〇一名から三八二一名に増加しており、その割合は五六・二％から七六・六％になっている。このような階級構成の変化により、一八四六年に第三階級の一票は第一階級の四分の一票に相当したが、一八五七年には一七分の一票にまでその価値を落とすことになった。

〔表1〕 ケルン市議会選挙人の階級構成の変化  
 (( ) 内は全選挙人における各階級の割合)

年	I	II	III	計	人口*
1846	533(13.0)	1,262(30.8)	2,301(56.2)	4,096	85,195
1850	270( 6.4)	1,036(24.4)	2,938(69.2)	4,244	88,356
1853	250( 6.0)	1,027(24.8)	2,860(69.1)	4,137	96,541
1855	254( 6.2)	1,005(24.5)	2,889(69.3)	4,096	100,463
1857	220( 4.4)	950(19.0)	3,821(76.6)	4,991	104,700

\* 軍人・囚人等はのぞく。

さらに、別の観点からこの階級構成の変化をみてみよう。第一階級の最低所得額は、一八四六年には前述のように一二〇〇ターラーであったが、一八五七年には二九〇〇ターラーになっていた。

第二階級の最低所得額もその間、六〇〇から八〇〇ターラーに上昇していた。また表2は選挙人の年間所得総額から、各階級一人あたりの平均所得額を計算したものである。この表から、一八四六～五七年の間に、第二階級の平均所得額はおよそ二倍に、第一階級のそれは、およそ二〇〇〇から六五〇〇ターラーへと、三倍以上に増大していることがわかる。このような変化は、都市上層の企業家層が急速に所得を増加させつつあったことを示唆している。すなわち、ケルン市の経済発展の様相が選挙人の階級構成の変化に反映されていたのである。

(二) ケルン社会と選挙人の階級構成

つぎに、一九世紀中葉のケルン市の社会構造を概観しながら、それを前節でみた選挙人の階級構成と対応させることによって、各階級でどのような市民が選挙権を得ていたかを具体的に明らかにしておきたい。

一九世紀中葉の都市の社会階層を整理すると、およそ以下の三つに分類することができる。(1)上層には、大商人、銀行家、工場主などの企業家と、彼らと社会的交流のあった上級官吏、聖職者、自由業を営む教養市民などが属する。彼ら是一九世紀を通じて市民層の中核的存在となっていく。(2)中間層(中・小市民)には、独立業者である手工業者(親方)、小売商人、旅館・飲食店経営者と、上級教師や中級官吏などが属した。一九世紀のはじめまで、小業者の上層部は市民層の重要な構成要素であったが、その後、企業家と教養市民の急速な成長により、彼らの存在は次第に周辺的なものとなっていく。(3)下層民として、親方のもとで働く職人、工場労働者、日雇、奉公人と、ほとんど仕事をもたず救貧扶助を必要としている貧民がいた。もちろん彼らは、市民層にも含まれず、市議会選挙権からも完全に排除された存在であった。

〔表2〕 ケルン市議会選挙人の1人あたり  
平均年間所得額 (単位：ターラー)

年	I	II	III	年間所得総額
1846	2,028	856	451	3,242,236
1855	5,127	1,295	450	3,905,438
1857	6,461	1,496	372	4,261,067

まず、上層市民と選挙人の階級構成との対応をみてみよう。一八四九年にケルン社会の上層を形成したのは、P・エッペリーによれば、年間所得額一〇〇〇ターラーをこえる約一四〇〇名(人口の約一・五%)であった。この上層市民が、一八五〇年の第一と第二階級の選挙人を合わせた一三〇六名とほぼ重なったのである。上層市民の職業構成は表3のようになり、企業家が圧倒的に多数を占め、金利生活者も含めると上層市民のおよそ七〇%を占めていたことがわかる。<sup>⑬</sup>したがって、企業家層が選挙人の第一および第二階級において圧倒的な優位に立っていたことは間違いないといえる。

上層市民のなかでも高額所得者を何名か紹介しておこう。トップには商人で製糖業者イホースト(Carl Joest)がおり、年間所得額は六万ターラーに及んだ。それに続いてヘルシタット(Friedr. Joh. Herstadt) (年間所得額およそ三万ターラー)、カンフハウゼン兄弟(Ludolf u. August Camphausen) (同各々二万四〇〇〇ターラー)、ユダヤ人のオッペンハイム兄弟(Abraham u. Simon Oppenheim) (同各々一万五〇〇〇ターラー)といった銀行家グループが上位にあった。商人のなかではワイン商人のムン(Julius Mumm)がおよそ一万五〇〇〇ターラー、毛皮商人リヒャルト(Joh. Heinr. Richartz)がおよそ一万二〇〇〇ターラーの高額所得者であった。また、教養市民のなかにも医師や薬剤師などで、年間所得額が三〇〇〇ターラーをこえる者がいた。<sup>⑭</sup>このような人々が、選挙人のなかでも最上位の第一階級に所属したのである。

つぎに、都市中間層について検討してみよう。市議会選挙人の第三階級に所属したおよそ二九〇〇名は、この中間層の上層部に位置していたと思われる。四〇〇〇ターラーの所得基準を満たす中間層には、鉄道会社職員(年間所得額およそ五〇〇ターラー)、銀行員(同六〇〇ターラー)、中級官吏(同五〇〇ターラー)なども含まれていたが、第三階級の中核を形成してい

[表3] 19世紀中葉のケルン上層市民の職業構成

職 業	数(概数)
企業家(商人・工場経営者・銀行家など)	800
金利生活者	150
自由業者(医師・薬剤師・弁護士など)	160
官吏(行政官)	90
司法官	170
技師	5
ギムナジウム教師	40

たのは手工業者をはじめとする独立の小業者たちであった。しかしながら、一九世紀の中葉における彼らの地位は、経済的にかなり不安定なものであった。

とりわけ手工業の衰退は、一八四〇年代に入って顕著となっていた。ケルン市の手工業親方の人口比率は、一八四九年には五七%であったのが、一八六一年には三九%にまで低下する。業種別で見ると、たとえば靴屋の親方は、一八四九年に一八三七名であったのが、一八六一年までに七〇三名に減少する。パン屋の親方も、一八四四年に一八五名であったのが、一八六一年に至っても二〇四名であり、親方数は停滞気味であった。他方で、経営の零細化も進んでおり、一九世紀中葉には職人を一人しかもたないか、まったくもたない親方が圧倒的に多くなっていた。こうした手工業親方の総数は、一八四九年におよそ四五〇〇名を数えたが、年間所得額八〇ターラーをこえる市所得税の納税義務者は、そのうちわずか九〇〇名にすぎなかったといわれる。<sup>15)</sup>

このような小業者者の経済的不安定を反映して、第三階級では選挙人の入れ代わりがかなり激しかったようである。たとえば、一八五三年の市議会選挙前の調査では、それまで第三階級の選挙人であった二二二名が、所得基準額三〇〇ターラーを下回るにより選挙権を喪失している。<sup>16)</sup> また、前節でみたように、第一および第二階級の最低所得額は上昇する傾向にあり、したがって第三階級にも都市上層の企業家たちが次第に下降し、経済的に後退しつつあった小業者者を圧迫する傾向にあったと考えられる。

① ケルン市議会も一八四六年より正式には *Gemeinderat* と呼ばれたが、それ以前の任命制市議会の名称 *Stadtrat* としては使われた。またその後、「ライン州都市条令」（一八五六年）により、市議会の名称は *Stadteordneten-Versammlung* に変更される。本稿では便宜上、「一貫して「市議会」と表記する。

② この名称は、ライン地域では以前から改革派ゲマインデの有権者に

広く用いられていた。Boberach, a. a. O., S. 27-28; F. Zunkel, *Der Rheinische-Westfälische Unternehmer 1834-1879*, Köln 1962, S. 18.

③ ライン州では、ケルンのほかコーブレンツ、トリアー、アーヘン、デュッセルドルフなど一五都市において、階級税の代わりに製粉・屠殺税が実施されていた。Vgl. *Zeitschrift des Vereins für deutsche*

Statistik, Jg. 1, Berlin 1847, S. 711.

④ *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* (以下 GS と略記) 1845, Berlin, S. 525-26, 530-32.

⑤ Historisches Archiv der Stadt Köln (以下 HASAK と略記) 9, 1, 3. Vgl. E. Gotheim, *Verfassung- und Wirtschaftsgeschichte der Stadt Köln vom Untergange der Reichsfreiheit bis zur Errichtung des deutschen Reiches*, Köln 1916, S. 238.

⑥ GS 1850, S. 214-15.

⑦ GS 1856, S. 408-09. この「都市条例」の導入により、ライオン州「ペルグ」都市と農村は行政的に分離されることになった。

⑧ Verwaltungs-Bericht 1857, in: *Verhandlungen der Stadtverordneten-Verammlung zu Köln*, 1857, S. 244-45.

⑨ 註⑤および註⑥に前掲の史料のほかに『ケルン新聞』掲載の「選挙結果」(*Kölnische Zeitung* (以下 KZ と略記), 29. 9., 31. 10., 27. 11. 1850; KZ, 23. 11., 14. 12., 31. 12. 1853) などから筆者が作成した。

⑩ 註⑤および註⑥に前掲の史料から筆者が作成。

⑪ なお、選挙人名簿は選挙前の七月一五〜三〇日に、市庁舎などにおいて公開されることとなっていた(GS 1850, S. 218-19; GS 1856, S. 413)が、ケルン市の選挙人名簿は市公文書館にも完全なものとは残

存されていない。

⑫ Wehler, a. a. O., S. 177-78; J. Koeka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft*, S. 11-12.

⑬ P. Aygoberry, *Probleme der Sozialschichtung in Köln im Zeitalter der Frühindustrialisierung*, in: W. Fischer (Hg.), *Wirtschaft- und sozialgeschichtliche Probleme der frühen Industrialisierung*, Berlin 1968, S. 515.

⑭ K. v. Eyll, *Wirtschaftsgeschichte Kölns vom Beginn der preussischen Zeit bis zur Reichsgründung*, in: *Zwei Jahrhunderte Kölner Wirtschaft*, Köln 1976, S. 248; B. Becker-Jakli, *Die Protestanten in Köln. Die Entwicklung einer religiösen Minderheit von der Mitte des 18. bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*, Köln 1983, S. 177-83.

⑮ Eyll, *Wirtschaftsgeschichte Kölns*, S. 248.

⑯ Ebenda, S. 183; Wehler, a. a. O., S. 179. 市所得税に関する H. Bieger, *Das Finanzwesen der Stadt Köln unter preussischer Herrschaft bis zur Reichsgründung 1871*, Köln 1968, S. 69-71 参照。

⑰ HASAK, Best. 402, 87, 1.

### 第三章 市議会選挙の実施と市議会の社会構成

本章ではまず、ケルン市では実際にどのような手順で市議会選挙が行なわれていたのかを確認し、その後で、前章で明らかにした選挙人の階級構成に注意を払いながら、実際に選出された市議会の社会構成を分析していきたい。

(二) 市議会選挙の実施概要

一八四五年の「ライン州ゲマインデ条令」では、人口数に応じた議会の定員が規定されていた。人口三万をこえる都市の議員数は等しく三〇名（各階級一〇名の選出）とされ、ケルン市もこれにより定員三〇名の市議会をもつことになった。また、正規の議員のほかに、議員数の半数にあたる代理人も各階級ごとに（ケルンでは各五名選出されることになった。この代理人は、任期中に辞任した議員や、何らかの都合で会議に出席できなくなった議員に代わるものであった。そして、議員および代理人の任期は六年とされ、三年ごとにそれぞれ半数の改選が行なわれるものとされた。また、当選には有効投票数の過半数の獲得が必要であり、最初の投票で過半数を獲得する候補者が出なかった場合は、得票数の多かった上位二名について、決選投票が行なわれることになっていた<sup>①</sup>。

このゲマインデ条令による市議会選挙は、ケルンでは一八四六年の一〇月にはじめて実施された。選挙は第三階級の一〇議席から始められたが、その投票方法は独特であった。一〇月七〜一六日（一日の日曜日を除く）にかけて、一日に二〜二議席についての投票が行なわれ、選挙人は各議席について一票づつを投じていった。このような方法で、第二階級（一〇月二七日〜一二月二日）、第一階級（一二月一〇〜一八日）、そして各階級の代理人（第三階級からそれぞれ一二月二四〜二七日、一二月一〜四日、一二月九〜一二日）の順序で、選挙が進められていった<sup>②</sup>。また、投票所は市内の一カ所（おもに市庁舎の大ホール）にのみ設置された。ここで注意すべき点は、すべての議席について選挙権を行使するには、選挙人は各階級の選挙期間中に毎日のように、投票所に足を運ばなければならなかったことである。このような消耗性の高い投票方法が、とりわけ第三階級の選挙人に不利に働くことは容易に推察できる。

つぎの市議会選挙は、一八五〇年一〜三月に実施された。この選挙では、市議会の半数、すなわち各階級五名の議員と、欠員となっていた代理人一二名の改選が順次行なわれた<sup>③</sup>。ところが、同年三月一日に新たに「プロイセン国ゲマインデ条令」が公布され、その年の九〜十一月には市議会の全議席についての選挙が再び実施されることになった<sup>④</sup>。この新しい

ゲマインデ条令は、むしろライン州のゲマインデ制度をプロイセン全国に拡大するものであり、したがって新条令の発効後も、ケルン市の選挙制度の基本的枠組みは維持されることになった。重要な変更点としてあげられるのは、この条令により代理人制度が廃止され、任期中に退任する議員が出た時や議員当選者のなかで辞退者が出た時は、そのつど補欠選挙が行なわれるようになったことである。また、議員の任期六年に変更はなかったが、改選は二年ごとに三分の一の議席（各階級三〜四名）について行なわれるのが原則となった<sup>⑤</sup>。

ケルン市ではその後、一八五三年、一八五五年、一八五七年のそれぞれ一月から、市議会の三分の一に関する改選が行なわれた。その間、一八五六年五月に「ライン州都市条令」が実施されるが、この新条令においても、従来の選挙制度の枠組みは維持された。

それでは、このようにして実施された市議会の選挙に、どれくらいの選挙人が参加したのであろうか。一八四六年の議員選挙についてみた場合、第三階級の平均投票率はわずかに二〇・七%で、選挙人二三〇一名のうち多い時で七三八名（第五議席の決選投票）、少ない時には二六九名（第三議席の第一回投票）が選挙に参加したにすぎなかった。それに対して、第二階級では選挙人一二六二名のうち平均参加者数五〇六名で投票率は四〇・一%、第一階級では同じく五三三名のうち二三五名で投票率は四七・五%であった<sup>⑥</sup>。上位の階級ほど選挙への参加率が高かったことがわかる。第三階級の低い投票率には、上記のような投票方法による不利も影響していたと考えられる。

〔表4〕 ケルン市議会選挙の投票率(%) (( ) 内は決選投票のみの投票率)

選挙年月		I	II	III	全階級平均
1846. 10~12	議員	47.5(51.2)	40.1(47.8)	20.7(23.6)	29.4(34.6)
	代理人	24.4(36.7)	12.1(15.5)	5.0( 7.3)	9.2(13.6)
1850. 1~ 3	議員	34.7	20.6	27.9	26.7
	代理人	16.6	6.1	13.1	11.8
1850. 7 (補欠選挙)		—	4.9	12.1(20.6)	—
1850. 9~11		54.4	43.4(40.3)	21.4(14.7)	34.3
1851. 10~12 (補欠選挙)		29.0	11.2	—	—
1853. 11~12		29.2	26.6	23.2	24.4
1855. 11~1856. 3		34.9(35.0)	38.2	18.7(23.1)	28.7



その後、選挙手続きの簡略化がはかられ、選挙日程も次第に短縮されていく。一八五三年以降の選挙では、各階級の投票はそれぞれ一日で完了するのが通例となった。しかしながら、一八五〇年以後の投票率に大きな変化はみられず、第三階級の投票率はほとんどいつも最低であった（表4参照）<sup>⑦</sup>。

以上が、一九世紀中葉にケルン市で行なわれていた市議会選挙の実施概要である。次節ではいよいよ、こうした選挙によってどのような市民が市議会議員に選出されたかをみていきたい。

## （二）ケルン市議会の社会構成

表5は、一八四六年の選挙によって当選した議員および代理人を、その職業と所属階級とともに一覧表にまとめたものである。ここではまず、この表を参照しながら、各階級による選出者の社会的特徴について考察を進めていきたい。

第一階級により選ばれた代理人を含む一五名の職業内訳は、商人八、銀行家一、金利生活者二、法律家一、医師二、公証人一であった。銀行家も含め九名が企業家であり、代理人の医師クレッセン (Claesens) をのぞき、すべてが第一階級に所属する高額所得者であった。また、プロイセンの経済政策に重要な影響力をもったケルン商業会議所とのつながりをみてみると、カンブハウゼンは当時会頭の地位にあり（在任期間一八三九—四八年）、銀行家シュニツラー (Schmitzer) も、それ以前（同 一八三七—三九年）に会頭の地位にあった<sup>⑧</sup>。第一階級の選出者のなかには、彼らも含め、商業会議所の現議員が二名、元議員が六名もいた<sup>⑨</sup>。

つぎに、第二階級における議員および代理人の内訳は、商人六、金利生活者四、小営業者三、法律家二であった。選挙人階級でみた場合の構成は、第一階級六、第二階級八、第三階級一であり、第二階級から選ばれた者が多数派を形成していた。また、金利生活者四名のうち薬剤師のフランク (Frank) をのぞき、三名は会社経営を引退した者たちであり、企業家の出身であった<sup>⑩</sup>。そして、商人と金利生活者のなかで商業会議所の現議員は一名、元議員は三名であり、そのほかに商

[表5] 1846年の選挙によるケルン市議会議員一覧

氏名	職業	所属階級
I		
Camphausen, Ludolf	商人	I
DuMond, Joseph Mich.	商人	I
Groote, E. A. Rudolph von	金利生活者	I
Heuser, Georg	商人	I
Hölterhoff, Mathias	商人	I
Leiden, Damian	商人	I
Michels, Peter	商人	I
Schnitzler, Cl. Eduard	銀行家	I
Seydlitz, Ignaz	商人	I
Wittgenstein, Heinr. von	金利生活者	I
代理人		
Claessen, Heinr. Joseph	医師	II
Dübyen, Herm. Joseph	公証人	I
Heimann, Friedr. Carl	商人	I
Nüchel, Joh. Benedict	医師	I
Stupp, Herm. Joseph	弁護士	I
II		
Baudewin, Joh. Joseph	大工親方	II
Becker, Heinr. Joseph	金利生活者	II
Cassinone, Ant. Franz	金利生活者	II
Franck, Paul	金利生活者	II
Holthof, Friedr. Ferd.	弁護士	I
Joset, Carl	商人	I
Reusch, Heinr. Adolph	ビール醸造業者	III
Rick, Alops	商人	II
Schieffer, Joh. Baptist	商人(工場経営者)	I
Schneider, Frz. Everh.	肉屋親方	II
代理人		
Compes, Gerh. Joseph	弁護士	II
Guillaume, Theodor	商人(工場経営者)	I
Hagen, Franz	商人(工場経営者)	I
Kotthaus, Cl. Heinrich	商人(工場経営者)	I
Riffart, Joh. Hermann	金利生活者	II
III		
Böcker, Gottfried Aloys	弁護士	III
Bourel, B. Joseph	法律家	III
Broix, Joh. Jacob	学校監督官	I
D' Ester, Cl. Ludw. Johann	医師	II
Fröhlich, Frz. A. Theodor	商人	II
Henneckens, Wilhelm	商人	III
Oppenheim, Abraham	銀行家	I
Raveaux, Franz	商人	III
Schmitz, Johann	仕立屋親方	II
Wahlen, Johann	土地所有者	II
代理人		
Classen-Kappelman, Joh.	商人(工場経営者)	III
Hamecher, Chrysanth	薬剤師	II
Klein, Bern. Joseph	商人	III
Weber, Jacob	家具職親方	III
Weiler, Pet. Joseph	パン屋親方	I

人ギヨーム (Guillaume) は翌年、議員に選ばれる。

最後に、第三階級によって選出された者の職業内訳は、商人五、銀行家一、小営業者三、法律家二、医師一、薬剤師一などであった。選挙人階級による構成は、第一階級三、第二階級五、第三階級七であり、全体の半分に満たないもの、第三階級の所属者が最も多かった。上位二階級で優勢であった企業家グループは、第三階級で初めて半数以下となる。さらに、第三階級で選ばれた企業家の多くは第二か第三階級に所属し、所得額の比較的低い者が多かった。そして、彼らの

なかに商業会議所の関係者は一人も含まれていなかった。

以上のことから、上位階級におけるほど、経済界でも有力な企業家が多く選出されていたことがわかる。また、各階級の選出者には、それぞれ同一階級の所属者が最も多くみられ、したがって各階級の選出者の社会構成は、各階級の選挙人の社会構成とある程度対応していたとみることができるといえる。しかしながら、都市の最上層にあった第一階級の所属者は、他の下位階級でも多く選出されていたのに対して、第二あるいは第三階級の所属者が、自身の階級よりも上位の階級で選出されることは稀であった。その後、市議会における第一階級の所属者の割合は増加する傾向にあった。<sup>12)</sup>

それでは、五〇年代を通じて、このような市議会の社会構成にどのような変化がみられたのであろうか。表6を参照しながらさらに考察を進めていきたい。

〔表6〕 19世紀中葉のケルン市議会の階級別職業構成

	商人 <sup>1)</sup>	銀行家	金 利 生活者	小 営 業 者	法律家	医師	その他の 自 由 業	官吏 <sup>2)</sup>	その他	合計
1847 I	8	1	2		1	2	1			15
II	6(4)		4	3	2					15
III	5(1)	1		3	2	1	1	1	1	15
1850 I	6(2)	1	2		3	2		1		15
II	8(4)		2	2	1	1				14
III	6(2)			3	2		1	1	2	15
1851 I	3(2)	1	2		2	1		1		10
II	5(2)		1		1	2	1			10
III	6(2)			1	2			1		10
1854 I	4(2)		2		1	1		1	1	10
II	6(2)				1	2	1			10
III	7(3)				2			1		10
1856 I	4(2)		1		2	1		1	1	10
II	4(2)	1			1	2	1		1	10
III	6(3)				2			1	1	10
1858 I	4(2)		1		2	1		1	1	10
II	4(2)	1			1	2	1		1	10
III	6(3)				2			1	1	10

1) ( )内は、商人で工場経営にもたずさわる者の数。

2) 退職者も含む。なお、市行政を監督する立場にある官庁の官吏は市議会議員になれなかった。GS 1850, S. 218; GS 1856, S. 412。

最初に目につくのは、小営業者の後退である。一八四六年の選挙では、第二階級の議員に三名の、第三階級では議員に一名、代理人に二名の小営業者が選出された。ところが、つぎの選挙（一八五〇年一―三月）で、はやくも後退が始まる。

第二階級の三名の議員のうち、ビール醸造業者のロイシュ（Reusch）は抽選により留任したが、改選となった大工親方パウデヴィン（Baudewin）と肉屋親方シュナイダー（Schneider）は選挙で再選されなかった。選挙で新たに加わったのは、代理人として建築師ヴァレ（Joh. Ant. Wallé）一名であった。第三階級では、仕立屋親方シュミッツ（Schmitz）はすでに議員を辞任しており、代理人二名のうちパン屋親方のヴァイラー（Weiler）はすでに死亡していた。留任者はもう一人の代理人、家具屋親方ウェーバー（Weber）一名で、選挙では代理人として屋根葺き親方エッサー（Gottfr. Esser）と大工親方パウデヴィン（第二階級の前議員）の二名が加わった。<sup>⑭</sup>

この選挙の結果、小営業者の代表は、第二階級で議員一名、代理人一名、第三階級では代理人三名のみとなった。一八四六年の選挙時と比べて、両階級をあわせた代表者数では一名の減少にとどまったものの、正規の議員として残ったのはビール醸造業者ロイシュのみであり、そのほかの四名は市議会の審議に参加できない代理人であった。

そして、一八五〇年秋の総選挙で、小営業者はさらに大きな後退を余儀なくされる。代理人が廃止されたこともあり、この選挙で生き残ったのは、第三階級において議員に当選した屋根葺き親方エッサー（同階級の前代理人）のみで、彼とてつぎの一八五三年の選挙では姿を消さねばならなかった。<sup>⑮</sup> こうして一八五四年以降、小営業者の代表は市議会に一人も存在しなくなるのである。

こうした小営業者のはっきりした後退のなかで、商人と銀行家を中核とする企業家層は、市議会のなかでつねに多数派を維持する。そのなかで次第に目立つ存在となるのが製糖業者のグループである。ケルンの製糖業は、一八二一年に一業者、一二人の労働者で開始され、はじめは小規模な経営が一般的であったが、関税同盟の成立を契機に販路を拡大し、その後急成長していった。一八四九年には事業数一三、労働者数七七一人を数えるまでになる。<sup>⑯</sup>

そのなかでも最大の事業者が、Carl Joest & Söhne 社の経営者イエーラストであった。彼は一八四六年の選挙で第二階級から選出され、つぎの選挙からは第一階級の議員として何度も再選を果している。そのほか第一階級の議員では、ブレット (Karl Pet. Bredt) (在任期間一八五〇—一八五三年)、ランゲン (Joh. Jac. Langen) (同一八五一年<sup>⑧</sup>)、第二階級ではコットハウス (Carl Kothaus) (同一八四六—一八五三年)、そして、第三階級でもホルスト (Jacob Horst) (同一八五〇年<sup>⑨</sup>) が製糖業を営んでいた。彼らの多くが、都市最上層の第一階級の所屬者であったと考えられる。ケルンの市議会には、こうした製糖業者が一八五〇—一八五三年には四名、一八五四年以降も三名が、つねに在籍していたのである。

最後に、ケルン市議会の社会的特徴として指摘できるのは、法律家や医師といった教養市民の自由業者が、一定数の議席を保持していたことである。上層市民における自由業者の割合は、当時一〇%程度であったが、一八五〇年以降、市議会には九〇名<sup>⑩</sup>の自由業者が在籍し、全議員に占める割合はおよそ三〇%であった。このことから、彼らが都市行政において重要な役割を担っていたことが推察される。

第一階級では、弁護士としてシュトゥップ (Stupp) (在任期間一八四六—一八五一年)、ツィーマーマン (Nikolaus Zimmermann) (同一八五〇年<sup>⑪</sup>)、エッサー (Joh. Hehr. Theod. Esser) (同一八五六年<sup>⑫</sup>) がおり、また金利生活者に教えられたヴィットゲンシュタイン (Wittgenstein) (同一八四六年<sup>⑬</sup>) も法律の知識があり、かつて市の助役を務めたことがあった。第二階級では弁護士コンプス (Compes) (同一八四六—一八五九年)、薬剤師フランク (同一八四六—一八五二年)、公証人ラントウエーア (Heinr. Jos. Landwehr) (同一八五〇年<sup>⑭</sup>) などが、第三階級でも弁護士としてベッカー (Böcker) (同一八四六年<sup>⑮</sup>) とキェル (Moritz Kyll) (同一八五〇年<sup>⑯</sup>) が長く市議会議員の地位にあった。また、市議会は一八五二年五月に、弁護士シュトゥップを市長に、薬剤師フランクを助役に選出し、このときに両者は議員を辞任している。<sup>⑰</sup>

以上みたような市議会の社会構成には、ケルン市の社会構造的な特徴が反映されていたとみることができる。しかしながら他方で、市議会選挙の結果は、市民層の都市代表制に対するある種の考え方を示すものであった。次章では、市民の

自発的な選挙運動の実態に踏み込み、候補者の選定がどのようにして行なわれていたかを具体的に明らかにしていきたい。

- ① GS 1845, S. 534-37.
- ② 選挙日誌について KZ, 6, 10, -13, 12, 1846 を参照。
- ③ KZ, 16, 1-14, 3, 1850.
- ④ KZ, 29, 9-27, 11, 1850.
- ⑤ 選挙規定について GS, 1850, S. 216-21 を参照。
- ⑥ HASK, 9, 1, 3; KZ, 6, 10-13, 12, 1846.
- ⑦ HASK, 9, 1, 3 を KZ と掲載の「選挙結果」などから筆者が作成。他の諸報市では一般に第三階級の投票者は最低であった。マンヒンゴについて P. Clauswitz, *Die Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin*, Berlin 1908, S. 197, 248 参照。
- ⑧ HASK, 9, 1, 3, 4 等 正確な投票と職界について *Adreßbuch der Stadt Köln*, 1846 を確認した。
- ⑨ H. Kellenbenz/K. v. Eyll, *Die Geschichte der unternehmerischen Selbstverwaltung in Köln 1797-1914*, Köln 1972, S. 94-96.
- ⑩ 商業会議所の議員について Kellenbenz/Eyll, a. a. O., S. 234 -39 を参照。
- ⑪ 金生活活者の以前の職業については *Adreßbuch der Stadt Köln*, 1822, 1836, 1841 の住民一覧などを確認した。
- ⑫ 一八五〇年の選挙で当選した議員三〇名の所属階級内訳は第一階級一六、第二階級一〇、第三階級四であった。Vgl. KZ, 28, 10, 1850.
- ⑬ KZ と掲載の「選挙結果」や *Adreßbuch der Stadt Köln*, 1846, 1849, 1850, 1852, 1857, 1859, 1860 と掲載の市議会議員名簿から住民一覧の職業記載から筆者が作成した。
- ⑭ 選挙結果について KZ, 16-20, 1, 6-9, 2, 15, 2, 27, 2-2, 3, 6-8, 3, 1850 を参照。
- ⑮ KZ, 29, 9, 18, 10, 31, 10, 15, 11, 1850; KZ, 24, 11, 14, 12, 1853.
- ⑯ Eyll, *Wirtschaftsgeschichte Kölns*, S. 187-188; P. Aygoberry, *Histoire sociale de la ville de Cologne (1815-1875)*, T. I, Paris 1977, *Appendices statistiques*, p. 37.
- ⑰ 「在任期間」については「五〇年代を通じて継続的に在任していた」を意味。
- ⑱ 表 9 (第二章の註 ⑩) 参照。
- ⑲ Vgl. Kellenbenz/Eyll, a. a. O., S. 57; Padtberg, a. a. O., S. 88 -89.

#### 第四章 市民の選挙運動

一九世紀中葉のゲマインデ選挙においては、立候補や推薦の届出制度はなかった。すなわち、選挙人は投票に際して、被選挙権のある者ならば、誰に投票してもよかったのである。そのうえ、選挙人はすべての議席について一票の投票権を

もったのであるから、最初の投票では、複数の候補者に票が分散する可能性が高かった。ところが、実際の選挙における決選投票の必要性はかなり低いものであった。

たとえば、一八四六年の選挙では、代理人を含めた四五議席のうち、決選投票が行なわれたのはわずか一二の議席についてであった。すなわち、三三名の当選者は第一回の投票ではやくも過半数票を獲得したのである。<sup>①</sup>また、その後の選挙でも、第一回の投票で一人の候補者が、九〇%以上の票を獲得することも稀ではなかった。<sup>②</sup>それは、投票にやってくる選挙人の間で、候補者についての「合意」が事前にできていたからである。そして、そのような「合意」の形成に大きな影響力をもったのが市民による選挙運動であった。<sup>③</sup>

一九世紀中葉の市議会選挙では、候補者自身が選挙人に直接支持を呼びかけるようなことはなかった。他者による推薦という方法が、選挙運動の唯一の手段であった。そして、このような運動は「匿名」を旨としていた。『ケルン新聞』などに掲載される選挙広告には、広告主として「一選挙人 (Ein Wähler)」や「多数の選挙人 (Mehrere Wähler)」、「手工業者」や「商人」といった一般的な表現が多くみられ、そもそも広告主の記載のまったくないものもかなりあった。他方で、ハルフ委員会 (Comite bei Harf)、クリュッチュ委員会 (Comite bei Klitsch)、ヴァルラフ (Wallraf) 委員会、そして商業協会 (Handels-Gewerb-Verein) といった協会名もいくつか確認できる。ここではまず、このような市民の自発的な選挙団体の活動をみていくことにしたい。

これらの協会は、選挙の数週間前から飲食店などでたびたび会合を開き、推薦すべき候補者についての協議を行なった。また、広く選挙人集会を呼びかけ、そこで予備選挙を行なうなどして望ましい候補者の選定を行なった。そして、各協会は新聞広告や街頭で配布されるビラ、あるいは飲食店や居酒屋の壁などにはられるポスターによって、候補者の推薦を行なったのである。<sup>④</sup>

このような協会の活動も「匿名」を原則としており、具体的に誰がその活動に係わっていたかはほとんど知ることがで

きない。前述の各協会の名称も、会合に使われていた飲食店に由来するものが多かった<sup>⑤</sup>。しかしながら、現役の市議会議員が協会の指導的立場にあり、彼ら自身が協会の候補者名簿に名前を連ねることも多かったと考えられる。たとえば、一八五〇年一月のハルフ委員会の指導部には、第二階級の現議員ギョームと第三階級の現議員クライン(Klein)が所属していたことが知られている<sup>⑥</sup>。

つぎに、一八五〇年秋の市議会選挙を例にとり、このような選挙協会によって、どのような選挙運動が展開されたかを具体的にみてみたい。その際、『ケルン新聞』に掲載された各協会の広告や候補者名簿をおもに参照するが、それは当新聞がこの時期、市民層の意志形成にきわめて大きな影響力をもっていたからである<sup>⑦</sup>。

まず、九月の第三階級の選挙では、クリュッチュ委員会と商工業協会が対抗するかたちで運動を展開した。前者は九月一四日、二〇日、二二日に選挙人集会を主催し、選挙開始当日の二四日には、新人の手工業者五名を含む一〇名の候補者名簿を『ケルン新聞』に発表した。他方で、商工業協会も定例総会などで候補者を選定し、同じように一〇名の候補者名簿を『ケルン新聞』に発表した。この選挙の結果は、商工業協会が第一回投票で、その候補者一〇名のうち六名(うち現議員五名)を当選させたのに対して、クリュッチュ委員会の候補者のうち当選できたのは、現議員の二名のみで、うち一名は商工業協会の推薦も得ている者であった<sup>⑧</sup>。一〇月一七日から残り三議席をめぐる決選投票が行なわれたが、そこでも商工業協会の影響力は決定的であった。新人二名を含む三名の候補者全員を当選させることに成功したのである。このときクリュッチュ委員会も、最初の投票で過半数票を取れなかった手工業者三名を候補者として推薦したが、全員落選してまった<sup>⑨</sup>。

クリュッチュ委員会は、前回の一八五〇年一〜三月の選挙では、すべての階級において大きな影響力をもち、職業身分では大商人から手工業者、政治的傾向としてはカトリック保守から自由左派といった広い領域から候補者を推薦する傾向をもっていた<sup>⑩</sup>。他方で、商工業協会の特徴は、左派的な候補者を積極的に推薦することにあった。この第三階級の選挙で



は、弁護士のリッカーとキェル、商人クラッセン (Classen-Kappelmann)、製糖業者ホルストなどを当選させたが、彼らはのちにケルン進歩党の中核を形成することになる。五〇年代に、市議会に明確な政治的党派を確認することはできないが、商工業協会の代表者たちは、経済政策をめぐる議論などで市民に密接した利益を代表し、保守的な大企業家層と対立する傾向にあった。<sup>⑩</sup> すなわち、商工業協会によって市議会に「党派的」対立が次第に持ち込まれつつあったといえる。

つぎに第二階級の選挙では、今度はヴァルラフ委員会と商工業協会が対抗することになった。前者は、一〇月二日と二六日の二度にわたって選挙人集会を主催し、二六日の集会では候補者の予備選挙を行なっている。この予備選挙にはおよそ九〇名の選挙人が参加し、その結果は一〇名の候補者名簿として二八日と二九日の『ケルン新聞』に発表された（選挙開始は二九日）。それに対して商工業協会も、一〇月二日と二六日に、しかもヴァルラフ委員会の集会とまったく同時に、それぞれ定例総会と選挙人集会を開催し対抗した。二六日の選挙人集会ではやはり予備選挙を行い、その結果は二九日の『ケルン新聞』に発表された。この選挙では、匿名による候補者名簿がそのほかに三つ発表され、選挙は「激戦」の様相を呈した。しかしながら、選挙の趨勢を左右したのは、ヴァルラフ委員会と商工業協会の候補者名簿であった。ヴァルラフ委員会の候補者一〇名のうち七名（全員現議員）が最終的に当選し、商工業協会の候補者一〇名のうち五名が当選を果した。商工業協会の当選者のうち二名は同時にヴァルラフ委員会の推薦も受けていたが、商工業協会はこのとき二名の新人を当選させることに成功した。<sup>⑪</sup>

商工業協会をはじめ、活動の重点を第三階級に置いていたが、第二階級にも次第に勢力を伸ばしつつあった。この選挙では、ヴァルラフ委員会によって推薦を受けた第一階級の現議員デュモン (DuMont)（在任期間一八四六年）や医師クレッセン (同一八四六年) といった有力議員が決選投票に迫り込まれたが、これは明らかに、商工業協会の善戦によるものであった。

つづく第一階級の選挙で、決定的な影響力をもったのは、一月二六日にゲルトルーデンホフ (Gertudenhof) で行

なわれた選挙人集会和そこで決定された候補者名簿であった。候補者にあがった一〇名はすべて、第一回投票で過半数票を獲得して当選した。このとき商工業協会も候補者名簿を発表したが、それは独自の「党派的」なものではなく、そのなかで当選した六名はすべてゲルトルーデンホーフ集会の候補者であった。<sup>15</sup> 保守的な都市最上層から構成される第一階級では、商工業協会が積極的に活動できる余地はまったくなかったといえる。また、第一階級では市議会選挙に対する関心が比較的高かったこともあり、候補者に関する「合意」は容易に形成され、一般に「選挙戦」もあまり激しいものとはならなかった。

選挙広告のなかには、このような選挙協会によるものとならんで、職業身分による広告もしばしばみかけられた。つぎに、前章でみた市議会の社会構成の変化にも注意を払いながら、職業身分による選挙運動に注目してみよう。

とりわけ手工業者は、当初より第三階級において自分たちの代表を市議会に送ることに熱心であった。はやくも一八四六年一〇月一二日に、手工業者の代表を要望する広告が『ケルン新聞』に掲載されている。これは、「第三階級はおもに手工業者身分に属するものであり、それゆえ手工業者が強力に代表されねばならない」と、手工業者の代表に票を投じることを強く訴えるものであった。また、一〇月一五日に掲載された同趣旨の広告は、手工業親方とビール醸造業者の連名(合わせて一八名)によるものであり、このことから、両者が小営業者として、市議会選挙に共通の認識をもって臨んでいたことがわかる。<sup>16</sup>

その後、ビール醸造業者の独自の運動も確認できる。一八五五年一月三日には、元議員ロイシュのところで集会が開かれ、第三階級の候補者に関する協議が行なわれたようである。しかしながら、彼らの選挙運動は統一性を欠き、選挙前日(六月)にはビール醸造業者による二つの異なる候補者名簿が『ケルン新聞』に掲載されることになった。<sup>17</sup> 選挙の結果はまったくの惨敗であった。

このような小営業者の広告は、とりわけ第三階級の選挙の際にたびたびみかけられるもので、彼らが職業身分の代表を

強く望んでおり、五〇年代初めにおける市議会からの後退に、かなりの危機意識をもっていたことが推察される。

職業身分を代表する広告は、小営業者に限られなかった。一八五〇年二月の第一階級の選挙に際して、「商人 (Kaufleute)」による広告がみられる (同月二三日)。それは、「砂糖は (第二および第一階級において) 十分に代表されているのであるから、今日は建築監督官 (Baumeister) のビールヒャー (Bierhändler) 氏に投票しよう」と、選挙人に呼びかけるものであった。この広告の目的は、第五議席についてクリュッチェ委員会が推薦していた、製糖業者プレットの選出を阻止することであった。結局、このような運動は功を奏さず、プレットが第一回の投票で当選したが、その背後には、「商人」により推薦を受けたビールヒャー自身がそれを拒否し、公然とプレットを支持したこともあった。<sup>⑧</sup>

このような製糖業者の選出をめぐる対立は、つづいて行なわれた代理人選挙においても尾を引くことになった。まず、製糖業者を支援する匿名の広告が『ケルン新聞』に掲載された (二月二五日)。そこでは、製糖業が流入する労働者の雇用などによって都市に大きな利益をもたらしていることが強調され、「各階級に少なくとも二名の製糖業者」が望ましいと述べられている。<sup>⑨</sup>翌日、それに対する反論がさまざま同紙に掲載された。論者 (匿名) は、市議会に製糖業者は必ずしも必要でないこと、むしろ市議会が「私的利益に従って (pro domo) 発言する議員 (＝製糖業者) によって」誤った方向へ導かれる危険性のあることをまず指摘した。そして彼は、前日の広告主に対して、製糖業がどのようなかたちでケルンの経済に貢献しているのか、救貧負担との関係も含め、さらに具体的な説明を要求して長い論説を締め括っている。<sup>⑩</sup>

このような「商人」による製糖業者に対する攻撃の背後には、伝統的な商人層の新興企業家に対する敵対心も作用していたと思われる。しかしながら他方で、「商人」の反感は法律家に対しても向けられている。一八五〇年二月と一八五一年二月に行なわれた第一階級の選挙では、「法律はすでに十分代表されている」といった広告が「商人」により出されている。<sup>⑪</sup>自由業者のなかでも、とりわけ法律家は市議会につねに五、六の議席を保持していたが、これが「商人」には「過剰」と感じられたのである (表6参照)。

すなわち、「商人」による製糖業者や法律家に対する攻撃は、職業身分的な代表を求める小営業者の運動とは異なり、一定業種の「過剰」な代表に対する警戒心によるものであったといえる。換言すれば、「商人」をはじめとする上層市民は、彼らの考える市議会の「調和的」構成に配慮しながら選挙活動を行っていたのである。クリュッチュ委員会の推薦する候補者が、比較的広範な市民層を含むことになったのも、このような「調和的」構成を重視した結果であった。そして、このような「調和」を維持するために特定の社会的グループが積極的な推薦を受けることもあった。一八五〇年一月の第三階級の決選投票に際して、同委員会が手工業者のみを推薦したのは、第一回投票で当選した七名のなかに手工業者が一人も含まれていなかったことによる。

そもそも、当時の選挙制度においては、「少数派」はきわめて不利な状態にあった。先に説明したように、市議会選挙で選挙人はすべての議席に一票の投票権をもった。このような制度は、「少数派」にとりきわめて不利に作用する可能性を含んでいたのである。すなわち、各階級の「多数派」が一致結束し、各議席の選挙で自分たちの候補者に投票した場合、彼らはその階級の全議席を支配することができたからである。しかしながら、実際にはこのような「党派的」な選挙は行なわれなかった。

ここでは、市民層の「少数派」としてユダヤ人の事例を取り上げ、彼らの代表がどのようにして選出されたかをみてみよう。一八四六年当時、ケルン市に在任するユダヤ人はわずか九七四名で、人口割合は一・一%にすぎなかった。ところが、一〇月一六日の第三階級の選挙で、ユダヤ人オッペンハイム(Oppenheim)は、有効投票数七二七のうち三八八票(五三%)を獲得して当選している。

このオッペンハイムの当選の背後には、ハルフ委員会とユダヤ人ゲマインデの協定があったことが知られている。このときはまず、ユダヤ人ゲマインデで選挙人集会が開かれ、そこでオッペンハイムが圧倒的多数の支持で候補者に選ばれた(二〇月一日)。ユダヤ人の代表はこの結果を携えてハルフ委員会におもむき、以下のような協定を申し出たのであった。

すなわち、もしハルフ委員会がその候補者としてオッペンハイムを推薦した場合、ユダヤ人ゲマインデは全力をあげて同委員会の全候補を支持するというものであった。このような協定は実際にはうまく機能しなかったが、第三階級の最終日の選挙で、多くの市民が意識的にオッペンハイムに投票したのは明らかである。<sup>③</sup>

同じように、一八四六年や一八五〇年の第二階級の選挙で、第二階級の選挙人のなかでは「少数派」であるはずの小営業者が当選できたのは、企業家層を中心とする「多数派」の選挙人が、意識的に小営業者の候補に投票したからにほかならない。

以上のことから、市民の選挙運動は事前に候補者を「調整」し、市議会を望ましい「調和」へと導くために重要な機能を果たしていたとみることができるといえる。たしかに、商工業協会は「党派的」な候補者を擁立し、また小営業者たちは、自身の職業身分的な代表を繰り返し要求した。しかしながら、一般に市民層は「調和」を指向する独自の理念に基づいて、候補者の選定を行っていたのである。そして、このような理念は、初期自由主義のめざした「市民社会」形成のプログラムと関係していた。理想的な「市民社会」とは、自由で自立した「中間身分」が、相互補完的に「調和的」秩序を形成していくというものであった。<sup>④</sup> 市民層は、こうした社会秩序の中核を自認していたがゆえに、「党派的」活動による内的分裂と社会的対立の先鋭化を避け、市議会においても諸利害が「調和的」に融合することを重視していたと考えられる。<sup>⑤</sup>

① KZ, 6. 10-13. 12. 1846.

② たとえば、一八五〇年秋の選挙では第一階級で四名、第二および第三階級でそれぞれ一名の当選者が、第一回の投票で有効投票数の九〇%以上を獲得している。KZ, 29. 9., 31. 10., 27. 11. 1850.

③ シュタイン都市条令と「修正都市条令」の実施都市では、選挙時に選挙人集会が開催され、そこで候補者の推薦が行なわれることになった。GS 1808, S. 334-35; GS 1831, S. 17. 「ロイヤル」院選挙

④ 同様の方法を採用していた。GS 1849, S. 208.

⑤ Vgl. Padtberg, a. a. O., S. 100-118.

⑥ 「ハルフ」と「クリュッチャ」は、飲食店主の名前である。

⑦ Vgl. KZ, 11. 1. 1850.

⑧ 一八四八年、『ケルン新聞』の発行部数は一万七四〇〇であり、ライプツィヒの多くの都市で読まれていた。Eyl, Wirtschaftsgeschichte Kölns, S. 229. Vgl. K. Koszyk, Deutsche Presse im 19. Jahrhundert,

Berlin 1966, S. 17-18. また一八五〇年代にケルンで発行されたカトリック系の『ケルン人民ホールン (Deutsche Volkshalle)』には市議会選挙に関する広告や記事はほとんど掲載されていなかった。

- ② KZ, 14. 9.-27. 9., 29. 9. 1850.
- ③ KZ, 17-18. 10. 1850.
- ④ KZ, 16. 1.-13. 3. 1850.
- ⑤ Vgl. T. Parent, >Passiver Widerstand< im Preussischen Verfassungsboufficht. Die Kölner Abgeordnetensitze, Köln 1981, S. 37-66.
- ⑥ Vgl. Padtberg, a. a. O., S. 121-33.
- ⑦ KZ, 22-29. 10., 31. 10., 14-15. 11. 1850.
- ⑧ KZ, 31. 10., 14-15. 11. 1850.
- ⑨ KZ, 23-27. 11. 1850.
- ⑩ KZ, 6. 9., 12. 10., 15. 10., 28. 10. 1846.
- ⑪ KZ, 2. 11., 6. 11. 1855.
- ⑫ 一八五五年には、ビール醸造業者とならんべ手工業者も選挙運動を展開したが、やはり成功しなかった。KZ, 5. 11. 1855; KZ, 29. 1., 8. 2. 1856.
- ⑬ KZ, 23. 2. 1850.

### おわりに

「ライン州ゲマインデ条令」の三級選挙制度は、「一般公民」理念を犠牲にしながら、ブルジョワ的な理念が貫徹されることにより成立したものであった。この選挙制度により、ケルンでは経済的自立者の八〇%が、市議会の選挙権から排除されることになった。それには都市中間層に属する小営業者の大多数も含まれることになった。また、その階級別方式

- ⑭ KZ, 25. 2. 1850.
- ⑮ KZ, 26. 2. 1850.
- ⑯ KZ, 21. 2. 1850; KZ, 18. 12. 1855.
- ⑰ Kölner Statistisches Handbuch. Sonderausgabe der Statistischen Mitteilungen der Stadt Köln, Köln 1958, S. 64.
- ⑱ KZ, 12-13. 10., 16. 10. 1846. オットマン・ウント・グラーフは一度協定を破ったが、ケルン市議員会の推薦する弁護士の候補との対立候補として、この決選投票で敗れたことになった。KZ, 11. 10. 1846.
- ⑲ Vgl. Gall, Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft", S. 329-30; Kocka, Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft, S. 41-43.
- ⑳ 自由主義勢力の「党派」化の組織化が進められたものの、ケルン市民層の態度は関係なかった。Vgl. J. P. Eichmeier, Anfänge Liberaler Parteibildung (1837-1854), Göttingen 1968, S. 2-18. なお、メヴィッセンの経済政策論や農工商や工業諸部門の「調和的」発展をめざすものもあった。Vgl. Fehrenbach, Rheinischer Liberalismus, S. 286-88. また、肥前、前掲書、二〇七-二五頁も参照。

は、上位の第一および第二階級の選挙人に圧倒的な優位を保証するものであった。そして、このような上位階級の優位は、企業家層の経済的成長にともない、五〇年代を通じてますます強力になっていった。

ケルン市議会の社会構成をみても、商人や銀行家などの企業家層がすべての階級で優勢であり、しかも第一階級の最上層市民が他の下位階級でも多く選出されていた。このような企業家層の安定的な優位に対して、小業者の市議会からの後退は、ライン州における「中間身分」概念の変化を象徴的に示すものであった。ハンゼマンは、市民層により構成される「中間身分」に将来の政治的、社会的秩序の中核をみていたが、彼の考える「中間身分」とは、高納税者である「商人と工場主」を主体とするかなり排他的なものであった。<sup>①</sup>ライン州では市議会選挙を通じて、この排他的な「中間身分」が現実的存在となって登場したのである。

他方で、第四章でみたように、市民層の選挙運動における候補者の推薦は市議会の「調和的」構成に配慮して行なわれ、選挙では「多数派」の選挙人も意識的に「少数派」の候補者に投票していた。すなわち、選挙人における企業家層の圧倒的な優位が、そのまま階級的利害による「党派的」な選挙につながることはなかったのである。

先に述べたように、一九世紀のドイツ市民層は「中間的」位置からの、他の社会層の統合をめざしていた。ところが、四〇年代の「大衆貧困状況 (Pauperismus)」の顕在化や四八年革命などを通して「下」から脅威が増大してくると、市民層は「下」に対して次第に排他的、敵対的傾向を強め、他方で「上」との「対立線」は次第に色褪せていく。<sup>②</sup>こうした市民層の保守化は、ライン州における三級選挙制度の成立過程でも確認することができる。また、五〇年代におけるケルン市議会からの小業者の漸次的排除も、このような文脈のなかで理解することができる。しかしながら、本稿から明らかのように、市議会選挙におけるケルン市民の選挙行動は、一九世紀中葉においても排他的な階級利害によって完全に支配されてはおらず、「市民社会」の形成をめざす「市民的」理念にも依拠していたといえる。

それでは、このような「市民的」理念は、その後いつ頃まで維持されるのであろうか。本稿でみたような都市における

市民層の「調和」への配慮は、一九世紀中葉のたんなる過渡的現象にすぎなかったのであろうか。今後の課題として、一九世紀中葉以降、資本主義経済の発展にともなう経済的不平等と従属関係の拡大のなかで、すなわち理想とされた「市民社会」の非現実性が明白になるにしたがって、そして、プロイセン中央における党派対立の激化との関係で、都市における市民層の政治行動にどのような変化がみられたのかをさらに検討していくことが必要となろう。

① Vgl. J. Hansen (Hg.), *Rheinische Briefe und Akten zur Ge-* 17, 51, 54-55, 218, 239, 257.

*schichte der politischen Bewegung 1830-1850*, Bd. I, Essen 1919, S. ② Kooeka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft*, S. 49-54.

〔付記〕 本稿は文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励金）による研究成果の一部である。

（名古屋外国語大学非常勤講師



# Die Stadtverordnetenwahl und Bürger in der rheinischen Stadt Köln in der Mitte des 19. Jahrhunderts.

von

TANAHASHI Nobuaki

In der geschichtlichen Forschung des deutschen Liberalismus wird nur von dem "großbürgerlichen" Charakter und dem Pragmatismus des rheinischen Liberalismus gesprochen. Aber eigene politische Gedanken und Handlungen der rheinischen Bürger sind noch nicht genügend erforscht. In der vorliegenden Abhandlung wollte ich auf der politischen Ebene der Stadt die "bürgerliche" Grundlage des rheinischen Liberalismus überprüfen. Dafür habe ich mich exemplarisch besonders mit Problemen hinsichtlich der Teilnahme der Bürger an der Stadtverordnetenwahl in der Stadt Köln beschäftigt.

Das Dreiklassenwahlsystem, das 1845 zum erstenmal von der Gemeindeordnung für die Rheinprovinz angenommen wurde, entsprach den Forderungen der rheinischen Bourgeoisie. In Köln war das Wahlrecht zunächst auf Bürger mit einem Einkommen über 400 Taler beschränkt. Diese machten aber nur 20 % der wirtschaftlich selbstständigen Einwohner aus. Außerdem waren die wahlberechtigten Bürger in drei Klassen aufgeteilt, und die Mitglieder der oberen zwei Klassen hatten größere Vorteile. Das hatte eine Präponderanz der Großkaufleute und Bankiers bei der Wahl der Stadtverordneten Kölns zur Folge, wodurch die kleine Gewerbetreibende, z. B. Handwerksmeister und Bierbrauer, waren Anfang der 50er Jahre aus der Stadtverordneten-Versammlung verdrängt wurden.

Aber die Wahlkampagnen der Bürger waren von der "bürgerlichen" Grundidee beeinflusst, die auf "harmonische" Zusammensetzung der Stadtverordneten-Versammlung zielte. Die bürgerlichen Wahlvereine hatten aus verschiedenen sozialen und politischen Bereichen Kandidaten für die Stadtverordneten aufgestellt. Die Wahlkampagnen waren im allgemeinen "unparteiliche" Bewegungen. Das "großbürgerliche" Interesse hatte noch in der Mitte des 19. Jahrhunderts nicht das Wahlverhalten der Stadtbürger entscheidend beherrscht.